

令和8年度事業計画

今年の4月から始まる住所変更登記の義務化により、一連の所有者不明土地問題対策の法整備が軌道に乗る事になります。我々に関係することについても土地家屋調査士法改正を始めとするさまざまな諸制度が変更となり、特に調査士法1条に筆界を明らかにする業務の専門家と法明記されたことは大きな転換期となり、表示に関する登記の専門家プラスの専門分野開拓の道へと歩み出したところではありますが、5年前から各官庁における境界確認業務を統一する活動は県との協議会が停滞する中、今年度は一定の結論を出さなければなりません。また、兵庫発と言ってもいい狭あい道路解消に向けた取り組みについては、全国に広がりを見せ、多くの会が実績を上げつつある中、1つでも多くの自治体へ理解を求める活動を実施しなければなりません。また、官民境界の手続き代行業務を土地家屋調査士への活動が、全国土地家屋調査士政治連盟と全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が中心となった実態調査が全国的に実施され、その結果を基に全国に広がりを見せる活動が今後期待される中、これらの情報収集も行わなければなりません。表示登記関連に目を向けますと、今年の表示登記研究会において、国土調査における道路、水路問題の解決に向けての動きが法務局を中心に行われるとの報告を受け、我々もこの機を逃さず、この問題を研究し対策を検討し、自治体の担当部署への働きかけを法務局と共にしなければなりません。年次研修も新たな5ヵ年を迎えます。長年手を付けてこなかった大胆な広報戦略も検討する時期が来ています。業務が広がりを見せれば、それに対するライバルも増えます。未登記の建物問題が報道される中、建築士の分野だと誤解を与えることの無いよう広報戦略を検討しなければなりません。各種のハラスメントがナーバスになった現在において、特にカスタマーハラスメントは役所担当者との折衝の多い我々にとって理解を深めることが大事になってきます。そのような中で、全国的に会員の減少が顕著化し、連合会においては、令和9年度から会費が値上げされる中、我が会においてもここ数年の会員減少率は激しく、組織の見直しなどが喫緊の課題となってまいりましたが、述べさせていただきましたように課題は多く歩みを止めるわけにはいかなくなりました。具体的な組織の見直しや会費の値上げ額については後に提案させていただきますが、我が会も数年前より会員減少が顕著になり、平成15年の790名から令和7年の614名と比較しても約20年間で176名強の減少となっております。その間広報誌の発刊を毎月から年2回、その代替えで会報プラスを毎月と変更するなど、さまざまな事業の見直しを行ってまいりましたが、より効率的な運営を期すため理事数を見直し、部の数も大きく減少いたします。これにより会議数及び執務量の減少が図られることとなりますが、反面個々の負担が大きくなる懸念があることから、今年度はそれらを踏まえた業務のあり方を研究してまいります。また、平成12年に完成した会館は26年が経ち、一部設備の老朽化が顕著となり数年の間に大きな修繕が懸念されているところ、会費収入の減少からこれに充てる費用の貯蓄が年々目減りし、物価高騰の不安材料も相まって早急の修繕計画の議論を始めなければなりません。

土地家屋調査士を増やす努力も喫緊の課題であり、将来土地家屋調査士を目指す方々へのアプローチとして補助者の方、他士業の補助者の方など少なくとも土地家屋調査士業務を知っている方に対し魅力を伝える広報を研究し実践したいと考えております。また、相続登記の義務化などについて活発にPR

が行われている現状から、法務局とコラボした形で表示登記の義務についてもPRする広報を研究いたします。国家座標での測量の取組み強化に関する事業も継続し、市町のデータ管理についても積極的に関与すると共に、会員相互の親睦、境界問題相談センターにおける境界問題解決サポートも引き続き取り組むなど、今年度もさまざまなことに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

これまで述べさせていただいたとおり、我々を取り巻く環境が変動する中において、社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、土地家屋調査士の地位向上や会員個々の能力向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

総務部・制度対策室・苦情処理委員会

- 1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡
 - 土地家屋調査士法、その他関係法令及び会則の遵守、並びに土地家屋調査士業務取扱要領及び倫理規定の実践徹底を図ります。
 - 会員の業務に対する苦情等を適切に処理します。
- 2 本会業務執行体制の整備・充実
 - 効率的な会務運営を行うため、組織運営、諸規則の見直し及び研究を行います。
 - 事務局業務の円滑な運営に努めます。
 - 土地家屋調査士CPD制度について、ポイントの情報公開・運用について研究します。
 - ハラスメント規定、休会規定の策定について研究します。
 - 役員研修に対する研究を行います。
 - 組織の統合に向けた円滑な会務運営方法について検討を行います。
- 3 情報の収集及び伝達
 - 会員相互の懇親の場・情報交換の場の提供を図り、更なる懇親の場の提供を図ります。
 - 日本加除出版が運営する「リーガルガーデン」の活用を促進し、業務における法令・凡例・通達の検索が容易に出来る環境づくりを図ります。
 - 会員手帳を制作して会員に配布し、また、今後の在り方について検討します。
- 4 支部及び関連団体との連携強化
 - 支部との連携強化を図り、効率的な組織運営を図ります。
 - 大規模災害発生時における対応策を支部と共有し、災害時に備えます。
 - 他士業及び関連団体との連絡協議会を開催し、情報交換及び連携強化を図ります。
 - 日本土地家屋調査士会連合会、同近畿ブロック協議会との情報共有に努めます。
- 5 非土地家屋調査士対策
 - 非土地家屋調査士調査活動の監視を強化し、その防止に努めます。
- 6 会館の適正管理、有効活用
 - 中長期的な修繕計画の検討及び修繕に関する精査を行います。
 - 会議・研修会における、会館の有効活用を図ります。

財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。

- 2 会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 共済制度の適正な運用を図ります。
- 4 親睦事業を開催します。
- 5 連合会等が行う親睦事業に協力します。また、近畿ブロック協議会が主催するゴルフ大会に協力します。
- 6 支部が行う親睦事業に対する助成を行います。
- 7 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 8 会員に対して調査士国民年金基金及び損害保険への加入勧奨等を行います。
- 9 同好会運営に関する規則に基づき同好会の設立・運営を行います。
- 10 業務関連図書を活用及び購入斡旋等を行います。

業 務 部

- 1 業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、関連法規の研究
 - 神戸地方法務局との表示登記研究会及び事務連絡会を行います。
 - 兵庫県との官民境界協定協議会を開催し、官民境界協定申請統一化に向けて一定の成果を目指します。
 - 国土調査における道路・水路の筆界確定事務に関し、神戸地方法務局との連携協力を推進します。
 - 連合会方針に基づき世界測地系座標による測量の標準化を目指した研究を行います。
 - 業務に関する研修会を企画立案します。
 - 新入会員を対象とした、業務の遂行に必要な研修を提供します。
- 2 各団体の研究会等業務に関する情報収集及び調査研究
 - 日本地籍学会定例研究会における発表内容等の情報共有と調査研究を行います。
 - 近畿ブロック所属単位会の情報収集と調査研究を行います。

広 報 部

- 1 土地家屋調査士の認知度向上につながる広報活動を実施します。
- 2 会報誌「調査士 兵庫」を発行します。
- 3 ミニ会報誌「HYOGO+PLUS」を発行します。
- 4 ウェブサイトにて土地家屋調査士制度を発信します。
- 5 ウェブサイトにて迅速な情報伝達・情報共有を行います。
- 6 広報を意識した各種相談会を実施します。
- 7 支部の広報事業を支援します。
- 8 土地家屋調査士の認知度向上を目的とした効果的な広報事業を研究します。
- 9 PRグッズを制作し、会員への頒布、配布を図ります。

研 修 部

- 1 本会の実施する研修について
 - 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修について、各部・委員会と連携して研修会を実施

します。

2 連合会の実施する研修について

- 土地家屋調査士研修制度基本要綱に定める義務研修（新人研修・年次研修）、特別研修、またその他中長期的研修について、連合会が効率的かつ効果的な手段により実施できるよう協力します。

3 新入会員に向けた研修について

- 新入会員を対象とした研修会を実施します。

4 ハイブリッド形式での研修受講について

- 会員の便宜を図り、より良い研修配信環境を整えます。

5 連合会研修管理システムについて

- 連合会が導入した「m a n a a b l e（マナブル）」について、会員における利用促進を図ります。

社会事業部

- 1 境界問題相談センターひょうごの活動支援を行います。
- 2 筆界調査委員・所有者等探索委員の資質向上に向けた活動及び支援を行います。
- 3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。
- 4 筆界に関する研修会の企画、財産管理人、相続土地国庫帰属制度への対応を行います。
- 5 災害支援、防災、減災についての活動を行います。
- 6 空き家問題対策についての活動を行います。
- 7 社会貢献に関する活動支援を行います。

技術対策委員会

- 1 座学及び実地研修として全2回に亘って開催される測量基礎講座について、技術的な指導を行います。
- 2 基準点測量の研修を行い、世界測地系座標を使用した測量の意識啓発に努めます。
- 3 土地家屋調査士に必要な最新技術の研究を行い、会員に情報提供します。
- 4 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。

情報管理委員会

- 1 基準点管理システムの運用及び管理
- 2 情報管理委員会・連絡協議会等の実施
- 3 基準点管理システムにかかる広報活動・研修の実施

境界問題相談センターひょうご

- 1 センター利用促進につながる効率的、且つ、適正な運営を行います。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を計画します。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。